

抽 出 事 案 説 明 書

発注機関名：中丹西土木事務所

工事名	国道 429 号 道路新設改良工事（榎峰トンネル（仮称）） (中西 5 道新第 429 号の 1 の 1) 他
工事概要	工事延長 L=524.5m トンネル工（発破工法）掘削・支保工 補助ポンチ付全断面工法 L=275m トンネル工（発破工法）掘削・支保工 上下半交互併進工法 L=216m トンネル工（発破工法）覆工コンクリート・防水 L=497.9m
入札参加資格及びその資格を設定した理由	<p>工事内容、工事規模や設計金額等を考慮し、以下のとおり要件を設計した。</p> <p>(1) 特定建設工事共同企業体代表者の要件 許可の種類 土木工事業に係る特定建設業の許可 認定業種 土木一式工事 認定等級 府外：資格有り、府内：S 又は I 等級 総合点 土木一式工事の総合点が 1,250 点以上（府内 S 等級を除く）</p> <p>営業所所在地 一</p> <p>施工実績</p> <p>国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する法人（以下「国、地方公共団体等」という。）が発注する工事で、平成 20 年度以降に完工した延長 300 メートル以上の道路トンネル工事の元請（元請とは、単体で受注したもの、甲型共同企業体で受注したもので出資比率が 1 を出資者数で除した割合の 60 パーセント以上のもの又は、乙型共同企業体で受注したもので、出資比率にかかわらず構成員として施工を行った分担工事に限る。以下同じ。）としての施工実績を有する者であること。</p> <p>配置予定技術者</p> <p>監理技術者又は主任技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。</p> <p>なお、配置する技術者は、国、地方公共団体等が発注する工事で、平成 20 年度以降一般競争入札参加確認申請の日までに完工した延長 300 メートル以上の道路トンネル工事の元請の技術者として従事した経験を有すること。</p> <p>その他 出資比率が、構成員中最大の者であること。</p> <p>(2) 特定建設工事共同企業体のその他の構成員 1 の要件 許可の種類 土木工事業に係る特定建設業の許可 認定業種 土木一式工事</p>

	<p>認定等級 S又はI等級 総合点 I等級の場合は、土木一式工事の総合点が970点以上 営業所所在地 京都府内に主たる営業所を置く者 施工実績 国、地方公共団体等が発注する工事で、平成20年度以降に完工した道路トンネル工事の元請としての施工実績を有する者であること。 配置予定技術者 主任技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。</p> <p>（3）特定建設工事共同企業体のその他の構成員2の要件 許可の種類 土木工事業に係る特定建設業の許可 認定業種 土木一式工事 認定等級 I等級 総合点 一 営業所所在地 京都府中丹東、中丹西又は丹後土木事務所管内に主たる営業所を置く者 配置予定技術者 主任技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。</p>																								
入札参加資格があると認めた業者数 （申込業者数）	3者（3者）																								
入札参加資格がないと認めた業者数とその理由	該当なし																								
入札経過 (電子入札)	<table> <tr> <td>入札公告</td><td>令和5年7月27日</td></tr> <tr> <td>資料配付</td><td>令和5年7月27日～8月21日</td></tr> <tr> <td>申請受付</td><td>令和5年8月18日～8月21日</td></tr> <tr> <td></td><td>申請者数 3者</td></tr> <tr> <td>確認通知</td><td>令和5年9月19日</td></tr> <tr> <td>開札</td><td>令和5年10月11日</td></tr> <tr> <td></td><td>入札者数 3者</td></tr> <tr> <td>落札者</td><td>大林・鶴美・マルキ特定建設工事共同企業体</td></tr> <tr> <td>落札金額</td><td>2,044,900,000円（税込）</td></tr> <tr> <td>予定価格</td><td>2,221,898,800円（税込）</td></tr> <tr> <td>低入札調査基準価格</td><td>2,044,146,500円（税込）</td></tr> <tr> <td>落札率</td><td>92.03%</td></tr> </table>	入札公告	令和5年7月27日	資料配付	令和5年7月27日～8月21日	申請受付	令和5年8月18日～8月21日		申請者数 3者	確認通知	令和5年9月19日	開札	令和5年10月11日		入札者数 3者	落札者	大林・鶴美・マルキ特定建設工事共同企業体	落札金額	2,044,900,000円（税込）	予定価格	2,221,898,800円（税込）	低入札調査基準価格	2,044,146,500円（税込）	落札率	92.03%
入札公告	令和5年7月27日																								
資料配付	令和5年7月27日～8月21日																								
申請受付	令和5年8月18日～8月21日																								
	申請者数 3者																								
確認通知	令和5年9月19日																								
開札	令和5年10月11日																								
	入札者数 3者																								
落札者	大林・鶴美・マルキ特定建設工事共同企業体																								
落札金額	2,044,900,000円（税込）																								
予定価格	2,221,898,800円（税込）																								
低入札調査基準価格	2,044,146,500円（税込）																								
落札率	92.03%																								

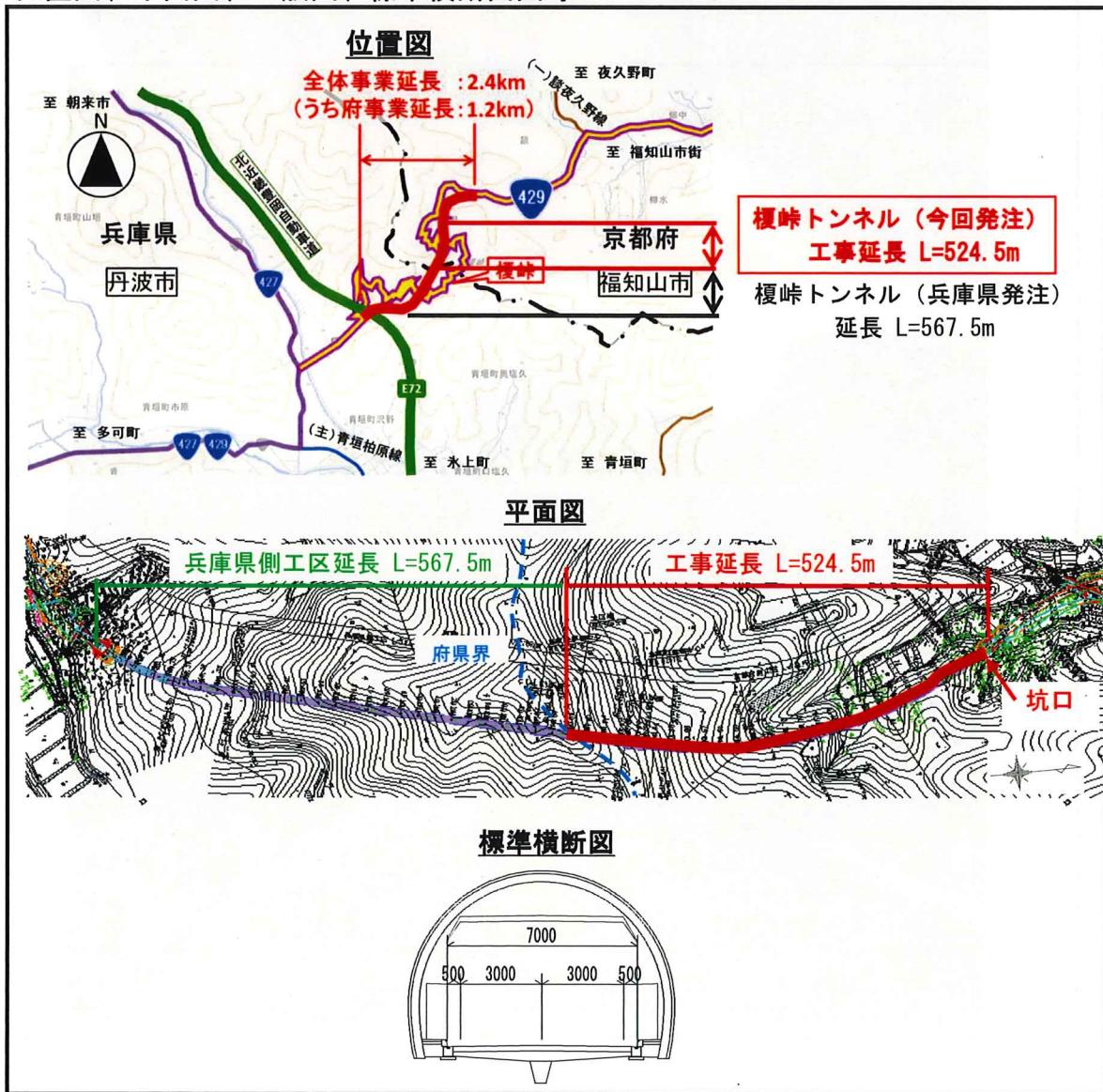
工事概要說明資料

1 工事概要

- (1) 工事名 国道429号道路新設改良工事（榎峠トンネル（仮称））
(2) 工事番号 中西5道新第429号の1の1
中西5道新第429の1号の1の1
中西5道新第429の2号の1の1
(3) 工事場所 福知山市字談 地内
(4) 工事概要 工事延長 L=524.5m 幅員 W=6.0(7.0)m
掘削工法：NATM（発破工法）
地山区分 C I : 282.5m C II : 20m D I : 179m D III : 42.4m
掘削・支保工 L=520.9m
覆工コンクリート・防水工 L=523.9m
インバート工 L=222.0m
(5) 工期 令和5年12月22日～令和7年9月30日

(5) 工期 令和5年12月22日～令和7年9月30日

2 位置図、平面図、一般図、標準横断面図等



3 着工前、現況、完成後等の写真

【着工前】



坑口付近



一般競争入札の実施について

国道429号道路新設改良工事（榎峠トンネル（仮称））の工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

この工事は、工事施工上の技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札（標準型）及び「予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領」に基づく予定価格の事後公表の試行工事である。

なお、この工事は、契約対象工種の一部を概略発注工として集約し、「概略発注工を除く直接工事費」に対する率で1式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事である。

また、この工事は、「低入札価格調査制度」を適用する。

さらに、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事（発注者指定型）」の対象である。

加えて、この工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和5年7月27日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 国道429号道路新設改良工事（榎峠トンネル（仮称））
国道429号道路新設改良工事（榎峠トンネル（仮称））
国道429号道路新設改良工事（榎峠トンネル（仮称））
- (2) 工事番号 中西5道新第429号の1の1
中西5道新第429の1号の1の1
中西5道新第429の2号の1の1
- (3) 工事場所 福知山市字談 地内
- (4) 工事概要 工事延長 L=524.5m
トンネル工（発破工法）掘削・支保工 補助ベンチ付全断面工法 L=275m
トンネル工（発破工法）掘削・支保工 上下半交互併進工法 L=216m
トンネル工（発破工法）覆工コンクリート・防水 L=497.9m
- (5) 工事期間 京都府議会の議決を得た日の翌日から令和7年9月30日限り
- (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒620-0055 福知山市篠尾新町1-91
中丹西土木事務所 企画・総務契約課
電話番号 (0773) 22-5115
ファクシミリ番号 (0773) 22-5167

3 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体であって、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 特定建設工事共同企業体の要件

ア 構成員の数は3社とし、その内訳は(2)の要件を満たす代表者、(3)の要件を満たす構成員1並びに(4)の要件を満たす構成員2であること。

イ 自主結成された特定建設工事共同企業体であること。

ウ 構成員の出資比率は、すべての構成員が、20パーセント以上の出資比率であるこ

と。

(2) 特定建設工事共同企業体代表者の要件

許可の種類	土木工事業に係る特定建設業の許可
認定業種	土木一式工事
認定等級	府外：資格有り、府内：S又はI等級
総合点	土木一式工事の総合点が1,250点以上（府内S等級を除く）
営業所所在地	—
施工実績	国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人（以下「国、地方公共団体等」という。）が発注する工事で、平成20年度以降に完工した延長300メートル以上の道路トンネル工事の元請（元請とは、単体で受注したもの、甲型共同企業体で受注したもので出資比率が1を出資者数で除した割合の60パーセント以上のもの又は、乙型共同企業体で受注したもので、出資比率にかかわらず構成員として施工を行った分担工事に限る。以下同じ。）としての施工実績を有する者であること。

配置予定技術者

監理技術者又は主任技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

なお、配置する技術者は、国、地方公共団体等が発注する工事で、平成20年度以降一般競争入札参加確認申請の日までに完工した延長300メートル以上の道路トンネル工事の元請の技術者として従事した経験を有すること。

その他の	出資比率が、構成員中最大の者であること。 1-5
------	-----------------------------

(3) 特定建設工事共同企業体のその他の構成員1の要件

許可の種類	土木工事業に係る特定建設業の許可
認定業種	土木一式工事
認定等級	S又はI等級
総合点	I等級の場合は、土木一式工事の総合点が970点以上
営業所所在地	京都府内に主たる営業所を置く者
施工実績	国、地方公共団体等が発注する工事で、平成20年度以降に完工した道路トンネル工事の元請としての施工実績を有する者であること。

配置予定技術者

主任技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

(4) 特定建設工事共同企業体のその他の構成員2の要件

許可の種類	土木工事業に係る特定建設業の許可
認定業種	土木一式工事
認定等級	I等級
総合点	—
営業所所在地	京都府中丹東、中丹西又は丹後土木事務所管内に主たる営業所を置く者
配置予定技術者	主任技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（

国家資格者に限る。) を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

(5) 特定建設工事共同企業体の協定方式

協定書は、平成17年6月1日付け京都府土木建築部長通知に基づく「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。

(6) その他

一般競争入札（議会案件・総合評価・事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）

(2) 一般競争入札参加資格確認資料

ア 同種工事の施工実績調書（別記様式2）

3に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件、別記様式2に記載すること。

イ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び工事の経験を別記様式3に記載すること。この場合において、配置予定技術者として、入札参加資格確認申請時に配置予定技術者を特定すること。本入札においては、各構成員が複数の候補者を記入することは認めない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとすること。

また、配置予定技術者に求める恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前に3箇月以上の雇用関係があることとをいう。

直接的恒常的雇用関係を証明するものとして健康保険被保険者証の写しを提出する際には、保険者番号及び被保険者等記号・番号等をマスキング（黒く塗りつぶすなどして、保険者番号及び被保険者等記号・番号等が復元できない状態にすること）した上で、提出すること。

ウ 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）の写し

エ 特定建設工事共同企業体委任状の写し

オ 確認資料

アの同種工事の施工実績及びイの配置予定技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。

また、イについては、上記に加えて、配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し及び配置予定技術者の経験として記載した工事に従事したことを判明する図書の写しを提出すること。

なお、(財)日本建設情報総合センターの運営する実績情報システム（コリンズ）において、認定業種と同種工事（建設業法上の許可業種又は工種が認定業種と一致しているもの）の施工実績の登録がある場合には、「工事カルテ受領書」、「登録内容確認書」の写しをもって代えることができる。

(3) 低入札価格調査対象工事における連絡先報告票（別記様式4）

(4) 業態調書（別記様式5）

特定建設工事共同企業体の全ての構成員で次のアからオまでのいずれかに該当する者がある場合、その者を別記様式5に記載すること。なお、該当する者がいる場合、別記様式5の提出は不要とするが、該当する者がいる旨を記載して入札参加資格申請したものとみなす。

ア 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある者

イ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある者

ウ 一方の会社等の役員（個人事業主及び組合の役員を含む。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者

エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

オ その他アからエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

（5）技術資料提出書（別記様式6）

以下に示す技術評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）及び総合評価に関する技術資料提出書（別記様式6）を記載すること。

ア 地域雇用への貢献

1) 指定資材の府内調達（別記様式7）

本工事で使用する資材のうち、本府が指定する次の品目毎に、府内での調達（以下「府内調達」という。）の状況について、別記様式7により記載すること。

品 目	規 格 等	備 考
レディーミクストコンクリート	全規格	
粗骨材		
細骨材		

<留意事項>

「府内調達」は、調達先の会社等が府内企業かどうかではなく、プラント、生産工場又は生産地の所在地が府内であるか否かで判断する。

2) 府内企業の施工状況（別記様式8）

本工事の実施にあたり、技術資料提出時点に予定している下請（1次下請まで）による施工割合を、別記様式8により金額ベースの比率で記載すること。また、下請施工のうち、契約を予定している府内企業と府外企業の内訳についても記載すること。

イ 施工上の課題に係る技術的所見

本工事の実施に当たり、現場状況を踏まえて、次の課題について技術的所見をそれぞれ提案様式に記載すること。

なお、提案様式A4版2ページに収まるよう、簡潔に記載すること。文字サイズは10ポイントとし、縮小は認めない。フォントはMSゴシックとすること。

1) 施工計画（別記様式9、10、11）

①最適な支保パターン選定のため的確な地山等の評価に対する配慮（別記様式9、1項目以内）

②切羽周辺の安定に対する配慮（別記様式10、2項目以内）

③トンネル工事における作業効率の向上に関する配慮（別記様式11、1項目以内）

2) 品質確保（別記様式12、13）

①覆工コンクリートの品質及び耐久性の向上に関する配慮（別記様式12、3項目以内）

②インバートコンクリートの品質及び耐久性の向上に関する配慮（別記様式13、1項目以内）

3) 環境保全（別記様式14、15）

①工事現場外（住宅、田畠、河川）の環境及び安全管理に対する配慮（別記様式14、1項目以内）

- ②工事現場内の環境及び安全管理に対する配慮（別記様式 15、1 項目以内）
- ウ 総合評価に関するヒアリングの実施（別記様式 16）
総合評価に関して配置予定技術者のヒアリングを実施する。
- 1) 日時及び場所
令和 5 年 8 月 24 日（木）を予定しており、日時及び場所については、2 の組織から各入札参加者ごとに別途通知する。
 - 2) 出席者
共同企業体の全ての構成員が配置を予定している全ての技術者。
 - 3) 出席に要する費用
入札参加者の負担とする。
 - 4) 総合評価に関する技術資料のヒアリング連絡先報告票（別記様式 16）を提出すること。

5 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手續の方法等
入札参加資格確認 申請書等の配布期間	令和 5 年 7 月 27 日（木）午後 2 時から 令和 5 年 8 月 21 日（月）午後 4 時まで	共通事項 2 のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和 5 年 7 月 27 日（木）午後 2 時から 令和 5 年 10 月 5 日（木）午後 2 時まで	共通事項 2 のとおり
入札参加資格確認 申請書、技術資料等の受付	令和 5 年 8 月 18 日（金） 午前 9 時から午後 6 時まで 令和 5 年 8 月 21 日（月） 午前 9 時から午後 4 時まで	共通事項 3 のとおり
質問の受付	確認申請書、資格確認資料、技術資料に関する質問 ：令和 5 年 8 月 7 日（月）正午まで 設計図書等に関する質問 ：令和 5 年 9 月 20 日（水）正午まで	共通事項 5-1 のとおり
回答の閲覧	確認申請書、資格確認資料、技術資料に関する回答 ：令和 5 年 8 月 9 日（水）まで 設計図書等に関する回答 ：令和 5 年 9 月 26 日（火）	共通事項 5-1 のとおり
入札期間	令和 5 年 10 月 4 日（水） 午前 9 時から午後 6 時まで 令和 5 年 10 月 5 日（木） 午前 9 時から午後 2 時まで	共通事項 6 のとおり
予定価格の通知・公表	入札者への通知：令和 5 年 10 月 5 日（木） 予定価格の公表：令和 5 年 10 月 6 日（金）	電子入札システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の通知をしたときから 令和 5 年 10 月 10 日（火）正午まで	共通事項 5-2 のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和 5 年 10 月 11 日（水）まで	共通事項 5-2 のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】
開札日時	令和 5 年 10 月 11 日（水） 午前 10 時	令和 5 年 10 月 12 日（木） 午前 10 時
再度入札を行う場	令和 5 年 10 月 12 日（木）	令和 5 年 10 月 13 日（金）
		共通事項 6 のとおり

合の入札期間	午前9時から午後2時 まで	午前9時から午後2時 まで	おり
再度入札の開札日 時	令和5年10月12日(木) 午後3時	令和5年10月13日(金) 午後3時	電子入札システムに よる

6 入札参加資格確認通知及び技術提案採否通知

(1) 入札参加資格確認通知

入札参加資格を有することを確認した者には、一般競争入札参加資格確認通知を行う。

(2) 技術提案採否通知

技術資料の内容を確認した者には、技術提案の採否の審査結果通知を行う。

(3) 入札参加資格がないと認められた者及び総合評価に関する技術提案の採否通知を受けた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者及び総合評価に係る技術提案の採否通知を受けた者は、本府に対して、その理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

令和5年9月20日(水)から9月26日(火)まで

(イ) 提出場所

2の担当部局に同じ

(ウ) 提出方法

任意の様式による書面を提出場所に持参すること。

イ 説明を求められた場合は、令和5年9月29日(金)正午までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

総合評価は、標準点(100点)に地域への貢献及び企業の技術力の評価(以下「技術評価」という。)における評価項目ごとの得点の合計点である加算点(15点)を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札金額で除して得られた評価値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

ただし、当該入札者の入札金額が調査基準価格未満の場合にあっては、技術評価点を調査基準価格に調査基準価格から当該入札者の入札金額を減じた金額を加えた金額で除して得られた評価値をもって行うものとする。

なお、総合評価に関する審査の結果、(6)の評価に関する基準の失格に該当する者については、入札参加資格がないものとし、入札書提出後にその事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札を無効とする。

また、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その旨通知する。

(2) 落札者の決定方法

ア 入札金額が京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号)第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、(1)によって得られた評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、本入札は低入札価格調査制度を適用するため、調査基準価格未満の入札がある場合は、調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められない者のうち、(1)によって得られた評価値が最も高い者を落札者とする。

調査基準価格については、「低入札価格調査制度に係る取扱要領」及び「低入札価格調査制度に係る取扱要領の運用について」によるものとし、低入札価格調査制度による調査を行う場合、「建設交通部低入札価格調査マニュアル」(以下「低入

マニュアル」という。)に準じた調査を行うこととするが、資料提出の期限は、開札日の翌日(閉庁日を除く)の正午とする。提出期限は低入札マニュアルに定める標準的な期限と異なるので注意すること。

なお、低入札価格調査に伴い開札後落札決定を保留する場合において、保留期間中に府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく、指名停止措置(以下「指名停止措置」という。)を受けた者の行った入札は無効とする。

イ 評価値が最も高いものが2人以上あるときは、電子入札システムにおけるくじ機能を用いたくじにより落札者を決定するものとする。

(3) 入札に参加を希望する者は、技術資料及び技術資料提出書(別記様式6)を提出し内容の確認を受けなければならない。

(4) 提出資料

提出する資料は、次のとおりとし、実績を踏まえた具体的な提案内容及び提案を採用した際の効果を示すこととし、発注者が示す仕様若しくは施工方法より優れていれば加算点を与える。

ア 技術提案書(別記様式9、10、11、12、13、14、15)

指定様式によりそれぞれ定められた提案数及びページ数を上限としてA4版で簡潔に記載すること。(文字サイズは10ポイント、フォントはMSゴシックとすること。)

なお、指定様式の枠は広げず、枠内に簡潔にとりまとめること。

イ その他

総合評価に関する技術資料のヒアリング連絡先報告票(別記様式16)を作成すること。

(5) 失格について

技術資料に不備不足がある場合は、失格とし、入札参加を認めない。

不備不足がある場合とは、次のとおりとする。

ア 技術提案書が未提出、白紙の場合

イ 工期内の完成が確認できない場合

ウ 他の工種や構造物に損失を与える計画や提案がある場合

エ 現場条件を無視した計画や提案がある場合

オ 所要の環境基準を達成できない計画や提案がある場合

カ 配置予定記述者のヒアリングにおいて、正当な理由のない欠席、あるいは出席した技術者のうち一人でも提出された技術資料を説明できないことが明らかな場合

キ 一括下請など建設業法に違反する提案がある場合

(6) 評価項目及び配点

価格以外の技術的な要素の評価(技術評価)に関する基準(以下「評価に関する基準」と言う。)について、以下の各評価項目の評価基準に基づき加点する。

事項	評価項目	評価基準	加算点	配点
地域 への 貢献	地域経 済への 貢献	指定資材をすべて府内調達している	1	1
		指定資材を一部府内調達している	0.5	
		指定資材を府内調達しない	0	
	【調査基準価格未満の入札の場合】 (加算点) × -1		-1, -0.5, 0	
地域 への 貢献	地域雇 用への 貢献	【調査基準価格以上の入札の場合】 加算点= {下請率×府内下請率×1/2+(1-下 請率)×共同企業体の中の府内企業出資割合×1} ×3(小数第1位)	3~0	3
		【調査基準価格未満の入札の場合】 (加算点) × -1	0~-3	

			記載が不適切な場合	0	
			一括下請など建設業法に違反する提案がある場合	失格	
企業 の技 術力	施工計 画	最適な支保 パターン選 定のための 的確な地山 等の評価に 対する配慮 (1項目)	施工条件を踏まえた技術提案になっており、複数の工夫が見られる	1項目 当たり1	4 (1×4 項目)
			施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫が見られる	0.5	
		切羽周辺の 安定に対す る配慮 (2項目)	評価すべき技術提案がない	0 (標準)	
	品質確 保	トンネル工 事における 作業効率の 向上に関す る配慮 (1項目)	他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある	失格	
		インバート コンクリー トの品質及 び耐久性の 向上に関す る配慮 (1項目)	施工条件を踏まえた技術提案になっており、複数の工夫が見られる	1項目 当たり1	
			施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫が見られる	0.5	
			評価すべき技術提案がない	0 (標準)	
			他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある	失格	
	環境保 全	工事現場外 (住宅、田 畠、河川) の環境及び 安全管理に 対する配慮 (1項目)	施工条件を踏まえた技術提案になっており、複数の工夫が見られる	1項目 当たり1	2 (1×2 項目)
			施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫が見られる	0.5	
		工事現場内 の環境及び 安全管理に 対する配慮 (1項目)	評価すべき技術提案がない	0 (標準)	
			他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある	失格	
	配置予 定技術 者の能 力	監理技術者 及び主任技 術者 (5項目)	施工管理、品質管理、工程管理、安全管理、周辺環境など当該工事の特性の理解度	1~0	1 (0.2×5 項目)
			正当な理由のない欠席、あるいは出席した技術	失格	

(ヒアリンク ")	者のうち一人でも提出された技術資料を説明でき ないことが明らかな場合		
合 計 点			15

(7) 加算点の計算方法

ア 地域への貢献

(ア) 指定資材の府内調達（別記様式7）

本工事で使用する資材のうち、本府が指定する次の品目について、技術資料提出時点に予定している資材調達状況（下請企業による調達を含む。）について記載すること。

品目	規格等	備考
レディーミキストコンクリート	全規格	
粗骨材		
細骨材		

- ◆ 「指定資材をすべて府内調達している。」 とした場合は 1. 0 点
- ◆ 「指定資材を一部府内調達している。」 とした場合は 0. 5 点
- ◆ 「指定資材を府内調達していない。」 とした場合は 0. 0 点
- ◆ 基準価格未満の入札の場合は (加算点) × -1 とし、- 1 点、- 0. 5 点、0 点とする。

【留意事項】

- 技術資料提出時点に予定している資材調達状況（下請企業による調達を含む。）について記載すること。
- 調達先については、府内の企業か府外の企業か、該当する方に○印を記載をすること。
- 同一品目で調達先が府内と府外に分かれる場合は、各品目毎に府内と府外に分け、備考欄にそれぞれの数量の内訳を記載すること。
- 「府内調達」とは、調達先の会社等が府内企業かどうかではなく、プラント、生産工場又は生産地の所在地が府内であるか否かで判断する。
- 記載内容に基づき、価格以外の評価項目として加算点評価を行うが、最終的な調達先の府内と府外の内訳実績が、当初の評価区分より劣り相違する場合は、当該工事の成績評定点を減点、違約金を徴収する。
- 工事実績として、府内における資材調達を証する伝票等の整理と契約後に別途指定する様式により実績報告の提出について協力すること。

なお、調達先の証明ができない場合は提案内容の不履行扱いとする。

(イ) 府内企業の施工状況（別記様式8）

本工事の実施にあたり、一次下請施工までの府内企業による施工が占める割合を技術資料提出時点の予定として記載すること。

また、共同企業体の中の府内企業出資割合を特定建設工事共同企業体協定書（甲型）から記載すること。

記載内容に基づき、次の式で算定し、加算点評価を行う。（小数第2位四捨五入、小数第1位止め）

◆ 基準点価格以上の入札の場合

{下請率 × 府内下請率 × 1/2 +

(1 - 下請率) × 共同企業体の中の府内企業出資割合 × 1} × 3

とした場合は 3. 0 ~ 0. 0 点

◆ 基準価格未満の入札の場合は (加算点) × -1 とし、0 ~ - 3 点とする。

◆ 「記載が不適切な場合」 とした場合は 0. 0 点

◆ 「一括下請等、建設業法に違反する提案がある。」

とした場合は 失格

【留意事項】

- a 記載する事項については、技術資料提出時点の予定を記載するものとする。
なお、概算見積額とは、技術資料提出時点での入札金額とする。
- b 割合については、小数第2位四捨五入、小数第1位止めとする。下請施工の割合（下請率）については、一次下請企業までを対象とすること。
- c 下請施工の割合（下請率）については、「労務費」「材料費」「機械経費」「賃料」等のそれぞれ一部を含むか否かにかかわらず、下請企業との間で契約等を締結する見込額の概算見積額に対する割合とする（府内企業と府外企業の占める割合〔内訳〕においても同様）。
- d 下請施工の割合（下請率）は、府内企業の占める割合（府内下請率）と府外企業の占める割合に分けること。なお、府内企業とは、主たる営業所（本店）が京都府内にある企業とし、府外企業はそれ以外のものとする。
- e 共同企業体の中の府内企業出資割合は、資格確認資料と整合を図ること。
- f 記載内容に基づき、価格以外の評価項目として加算点評価を行うが、自社施工と下請施工を合わせた「府内企業の施工率」の最終の施工体制に基づく実績が、入札参加申請時の状況と比較して一定の範囲を超えて低減した場合は、当該工事の成績評定点を減点、違約金を徴収する。
- g 工事実績として、契約後に別途指定する様式により府内企業の下請等に係る実績報告の提出について協力すること。

イ 企業の技術力

(ア) 施工計画（別記様式9、10、11）

トンネル工事において、安全性を確保しつつ経済性にも配慮した合理的な掘削を進めるには、切羽の状況や既施工区間の変位を十分把握することに加え、不可視の地山状況を適切に把握することが重要となることから、「最適な支保パターン選定のための的確な地山等の評価に対する配慮」について技術提案を1項目求める。

地山掘削から支保工までの間は、地質区分の変化点前後、推定断層前後等において、切羽が不安定になる可能性が特に高いことから、「切羽周辺の安定に対する配慮」について技術提案を2項目求める。

両掘り施工では、双方の工程を合わせながら、作業工程の見直しや新技術の活用により、より効率的な施工が求められることから、「トンネル工事における作業効率の向上に関する配慮」について技術提案を1項目求める。

1項目当たり 1.0点（最高点）～0点（標準点）を与える。

◆「施工条件を踏まえた技術提案になっており、複数の工夫がみられる。」

とした場合は 1.0点

◆「施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。」

とした場合は 0.5点

◆「評価すべき技術提案がない。」 とした場合は 0.0点

◆「他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。」

とした場合は 失格

技術提案4項目総てに「複数の工夫がみられる」場合は満点の4.0点、その他の場合は0.5点刻みの3.5～0.5点、提案総てに「評価すべき提案がない」場合は0点となる。

(イ) 品質確保（別記様式12、13）

トンネル本体は、将来にわたって高い安全性を要求される構造物であるため品質の確保をより確実に行う必要があることから、「覆工コンクリートの品質及び耐久性の向上に関する配慮」について技術提案を3項目、「インバートコンクリートの品質及び耐久性の向上に関する配慮」について技術提案を1項目求める。

1項目当たり 1.0点（最高点）～0点（標準点）を与える。

- ◆ 「施工条件を踏まえた技術提案になっており、複数の工夫がみられる。」
とした場合は 1. 0 点
- ◆ 「施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。」
とした場合は 0. 5 点
- ◆ 「評価すべき技術提案がない。」 とした場合は 0. 0 点
- ◆ 「他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。」
とした場合は 失格

技術提案 4 項目総てに「複数の工夫がみられる」場合は満点の 4. 0 点、その他の場合は 0. 5 点刻みの 3. 5 ~ 0. 5 点、提案総てに「評価すべき提案がない」場合は 0 点となる。

(ウ) 環境保全(別記様式 14, 15)

トンネル坑口には住宅、田畠及び河川が近接し、一般交通への安全対策が必要となる。またトンネル工事は閉塞された空間での作業となるため、トンネル坑内で作業する作業員に対する環境・安全対策が必要となることから、「工事現場外(住宅、田畠、河川)の環境及び安全管理に対する配慮」について技術提案を 1 項目、「工事現場内の環境及び安全管理に対する配慮」について技術提案を 1 項目求める。

- 1 項目当たり 1. 0 点(最高点) ~ 0 点(標準点)を与える。
- ◆ 「施工条件を踏まえた技術提案になっており、複数の工夫がみられる。」
とした場合は 1. 0 点
- ◆ 「施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。」
とした場合は 0. 5 点
- ◆ 「評価すべき技術提案がない。」 とした場合は 0. 0 点
- ◆ 「他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。」
とした場合は 失格

技術提案 2 項目総てに「複数の工夫がみられる」場合は満点の 2. 0 点、その他の場合は 0. 5 点刻みの 1. 5 ~ 0. 5 点、提案総てに「評価すべき提案がない」場合は 0 点となる。

【留意事項】

- a 提案数は、施工計画 4 項目以下、品質確保 4 項目以下、環境保全 2 項目以下とする。また、1 提案項目につき提案技術数は 3 つ以下とし、1 提案技術につき 1 技術に限定する。
 - b 各提案の根拠となる説明資料を含めて 1 項目あたり A4 版 2 ページ以内に簡潔にまとめることとし、文字サイズは 10 ポイントとする。フォントは MS ゴシックとすること。
 - c 指定した提案数を超えた場合は、その超えた提案を、また 2 ページを超えた提案があった場合は、3 ページ以降を審査の対象としない。
- なお、1 提案技術につき複数の技術が記述されていると認められる場合は、その提案技術を評価の対象としない。ただし、以下の場合は評価の対象とする。
- (a) 当該技術の効果確認を目的として他の技術を組み合わせた提案
 - (b) 同じ効果を目的とした主技術と切り離せない一体不可分(必要最小限度)の技術を組み合わせた提案
- d 曖昧な表現は避けること。
 - e 提出後の技術資料については、契約担当者が依頼する場合を除き、修正、追加、再提出は認めない。
 - f 採用された技術提案の内容が受注者の責めにより満足することができない場合は、当該工事の成績評定点を減点、違約金を徴収する。
 - g 総合評価に関するヒアリングにおいて記述内容の確認を行う場合がある。

(イ) 配置予定技術者の能力

共同企業体のすべての構成員が配置を予定しているすべての技術者に対して、施工管理や周辺環境などにおける当該工事の特性の理解度についてヒアリングを行い予定技術者としての能力を評価する。

1. 0点（最高点）～0点（標準点）を与える。

◆「施工管理、品質管理、環境保全など当該工事の特性の理解度」の評価点

1. 0～0. 0点

◆「正当な理由のない欠席、あるいは出席した技術者のうち1人でも提出された技術資料を説明できないことが明らかな場合」は失格

(8) 評価内容の担保

採用された技術提案（府との協議により、採用された技術提案と同等以上と認められる新たな提案がなされ、これに基づく施工を府が認めた場合を含む。）の内容が、受注者の責めにより、満足できない場合は次のとおり取り扱う。

ア 工事成績評定点の減点

技術提案の内容が、受注者の責めにより満足できない場合は、技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、次式により落札時の加算点との差に応じて、本工事に係る工事成績評定点の減点を行うものとする。

$$\text{減点値} = 8 \text{点}^{**} \times (\alpha - \beta) / \alpha \quad (\text{小数点以下第1位四捨五入整数止})$$

α : 当初の加算点

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点

ただし、その評価が $0 < \alpha - \beta \leq 0.3$ の場合は減点を行わない。

※) 8点：請負工事成績評定実施要領の考查項目「法令遵守等」の文書注意相当

イ 違約金

契約担当者は、「地域への貢献」「施工計画」「品質確保」「環境保全」に記載した技術提案の内容が、受注者の責めにより履行できない場合に、再度の施工が困難であるとき又は合理的でないときは違約金を徴収するものとする。

違約金の徴収については、契約金額の減額により行うことを基本とする。

また、違約金は、技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の評価値との差に応じて算出された金額とする。

$$C' = \{1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)\} \times C \quad (\text{小数点以下切り捨て整数止})$$

C : 当初の契約金額（円）

C' : 達成度合いに応じた違約金（円）

α : 当初の加算点（点）

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点（点）

ただし、その評価が $0 < \alpha - \beta \leq 0.3$ の場合は違約金を徴収しない。

8 契約後VEによる技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、本府に提案することができる。この場合において、提案が適正と認められたときは、設計図書を変更し、必要があるときは、請負代金額の変更を行うものとする。

なお、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を計上する。

9 支払条件

(1) 前払金

ア 各年度の支払限度額の4割以内の金額を前払いする。ただし、調査基準価格未満で契約する工事（以下「低入札工事」という。）においては、各年度の支払限度額の2割以内の金額を前払いする。

イ 契約会計年度は前金払を行わない。

(2) 中間前払金

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に従い、各年度の支払限度額の2割以内の金額を中間前払金として支払う。

(3) 部分払

各年度の支払限度額が100万円以上1,000万円未満の場合は1回、1,000万円以上3,000万円未満の場合は2回、3,000万円以上の場合は3回を限度として部分払いする。

(4) 中間前金払と部分払の選択

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に定めるところによる。

10 その他

(1) 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、本一般競争入札の特定建設工事共同企業体の構成員として入札参加資格確認申請をすることができない。また、経常建設共同企業体の構成員は、個々の建設業者としても特定建設工事共同企業体に参加することができない。なお、組合員については、単体の建設業者として要件を満たす場合には構成員として申請することができる。

(2) 調査基準価格を下回った入札を行った旨の連絡を2に定める組織から受けた者は、低入札調査に協力すること。

また、契約締結後においても検査時その他の時に、低入札調査における提出資料の適正な履行を確認する資料の提出を求めることがあるので協力すること。

(3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

また、技術者の配置については、京都府ホームページに掲載されている「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）に規定する、専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事の場合は、技術者を専任配置すること。

ただし、低入札工事においては、監理技術者又は主任技術者に加え、3の要件を満足する技術者（以下「補助技術者」という。）を1名配置すること。補助技術者は、配置予定技術者調書に記載されている技術者である必要はない。

なお、低入札工事において配置予定技術者は建設業法施行令第27条の第2項に該当する場合であっても他工事と兼任することはできず、補助技術者は現場代理人と兼任することはできない。

(4) (2)への非協力（提出した資料が受理されなかった場合を含む。）及び(3)の遵守違反が確認された場合においては、指名停止措置を行うことがある。

(5) 特定建設工事共同企業体の名称は、「○○・△△・□□特定建設工事共同企業体」とすること。

(6) 落札者は、契約締結までに特定建設工事共同企業体委任状の正本を提出すること。

(7) 資本関係・人的関係等のある会社等は、本入札に同時に参加することができない。

なお、詳細は京都府ホームページに掲載されている「資本関係、人的関係等のある会社の同一入札への参加制限について」のとおりとする。

(8) 本入札において、(7)に該当する本入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの一者が入札をするまでにその者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。

(9) この公告に係る契約の締結については、仮契約締結後、京都府議会の議決を要するものである。

(10) 「概略発注方式」の場合における「概略発注方式」の詳細については、特記仕様書、数量総括表及び積算参考資料を参照することとする。

また、概略発注工対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、積上げ積算により変更契約を行うものとする。

なお、当初入札時において、概略発注工の率の算出、内容及び金額に関する質問は

受け付けない。

- (11) 「週休2日制工事（発注者指定型）」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (12) その他については、共通事項のとおりとする。

工事入札結果詳細情報

中止もしくは取止めの場合、「落札業者名」「落札金額」の項目はハイフン(–)で表示しています。
開札を執行していない場合、「開札執行日時」には開札予定日を表示しています。

案件情報	
案件番号	0760202375006901
調達機関(部局・事務所)	建設交通部 京都府中丹西土木事務所
案件名称	国道429号 道路新設改良工事(榎峠トンネル(仮称))(中西5道新第429号の1の1)国道429号 道路新設改良工事(榎峠トンネル(仮称))(中西5道新第429の1号の1)他
工事場所	福知山市字談地内
入札方式	一般競争入札
種別	土木一式工事
工期	京都府議会の議決を得た日の翌日から令和7年9月30日まで
予定価格(税込)	2,221,898,800 円 (入札書比較価格:2,019,908,000 円)
調査基準価格(税込)	2,044,146,500 円 (入札書比較価格:1,858,315,000 円)
紙・電子区分	電子入札
開札執行日時	令和5年10月11日 午前10時01分
落札業者名	大林・鶴美・マルキ特定建設工事共同企業体
落札金額(税込)	2,044,900,000 円 (入札書記載金額:1,859,000,000 円)
入札執行回数	1回
低入札価格調査について	
予定価格に含まれる法定福利費概算額	92,511,786 円
参考	上記予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額である。当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費(營繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費)に含まれる法定福利費について、本件工事に係る予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等に応じて決定される。
備考	

※入札の経過情報です。

経過情報					
No.	業者名称	入札金額1回目	技術評価点	評価値	摘要
1	大林・鶴美・マルキ特定建設工事共同企業体 京都府 福知山市	1,859,000,000円	113.4	6.100053	落札
2	吉村・岡野・高見特定建設工事共同企業体 京都府 福知山市	1,859,400,000円	111.9	6.018070	
3	金下・公成・田中特定建設工事共同企業体 京都府 福知山市	1,859,888,000円	111.5	5.994984	

[入札結果一覧に戻る](#)

[トップページへ戻る](#)

